

商 品 概 要 説 明 書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(2025 年 3 月 10 日現在)

商 品 名	・ スーパー定期貯金＜シルバー定期＞
ご利用いただける方	・ 個人のみとし、公的年金の振込を J A 口座指定としている方とします。 ※公的年金とは、国その他の公的機関が運営・実施している年金で、厚生年金・国民年金・共済年金など。（農業者年金を除く）
期 間	・ 定型方式 1 年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなります。
預入額	・ 1 0 0 0 万円以下
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 発行媒体	・ 一括預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位 ・ 証書式のみといたします。
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 年 0 . 2 5 % とし、満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が1か月以上1年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または経営管理部（電話：０２３－６２４－８２６５）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合経営管理部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
確認書類・方法等	・ 公的年金の振込をＪＡ口座指定としている方。 ＪＡ口座に公的年金の受取口座の指定していることがわかるもの。 （ＪＡ内で確認できる場合は、確認書類の提示の必要はありません。）
その他参考となる 事項	・ 満期日以後の適用金利 継続時、引き続きＪＡ口座に公的年金の受取口座を指定していただいている場合は、本定期貯金の金利を継続いたします。 公的年金の振込が確認できない場合は、スーパー定期貯金（単利型）の店頭金利を適用します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡやまがた